

# EU における強制執行と債務者財産の確保

梶山 玉香

(同志社大学法学部教授)

EU 域内においては、契約法をはじめ、様々な法領域で、統一のルールを形成する動きがある。しかし、統一のルールにより EU 圏内の市民に等しく与えられた権利も、貫徹するには、民事手続、とりわけ、強制執行によらざるを得ない。たとえば、契約違反時の救済を考える場

合、代金支払請求権といった本来的な債権、あるいは、損害賠償請求権、支払った代金の返還を求める不当利得返還請求権など、様々な金銭債権の貫徹が保障されることが必要であり、それなくして、消費者保護も、企業活動の促進も図れない。

自国であっても、強制執行の申立ては債権者にとっての負担となるが、他国での債権回収は、言語や制度の違いから、その負担がさらに重くなる。EUでは、すでに、1998年の通知“Towards greater efficiency in obtaining and enforcing judgments in European Union”において強制執行手続の重要性が意識されており、2002年には、研究報告書“Study on making more efficient the enforcement of judicial decisions within the European Union”（2004年には改訂版）が公表されている。しかしながら、法統一・調和の点では、強制執行は、現在、最も遅れた分野といわれている。

EUでは、これまで、さしあたり、金銭債権の取立てを簡易化することが目指されてきた。具体的には、主に次の2点で、債権者たる企業や消費者の負担を軽減する手当てが検討されている。

一つは、執行名義の取得の簡易化である。強制執行には、債権の存在を示し、執行力のある執行名義と呼ばれる文書が必要である。通常、外国の裁判所で出された判決に基づいて強制執行するためには、執行をする国で、その判決を承認する手続が必要となるが、この点に関する手続を簡略化し、判決以外の債務名義、たとえば、和解調書や公正証書に基づく執行も可能とする方策がブリュッセル条約（EuGVÜ）、およびその改訂版といえる、2000年の民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認に関する理事会規則（ブリュッセルI規則。EuGVO）で規定されている。また、近時、当事者間で争いのない債権や、少額債権につき、できるだけ簡易な方法で執行名義を取得できるよう、特別の手続を設ける規則も制定された。

今一つは、執行の対象となる債務者財産の確保である。EUでは、当面は、銀行口座の差押えに限定し、加盟国間の法制度の違いから生じる問題を解消するための措置を講じること、たとえば、銀行口座差押えのためのヨーロッパ執行名義や保全措置の創設などが検討されており、最近、“Green Paper on improving the efficiency of the enforcement of judgments in European Union: the attachment of bank accounts”（2006年10月），“Green Paper on Transparency of Debtors assets”（2008年3月）と、2つの緑書が公表された。前者は、差押えの迫った債務者が口座を解約したり、他の口座へ移したりすることができないよう、債権者に、仮の差押えを認めるものである。これに対し、後者、すなわち、債務者財産の透明性に関する緑書は、預金に限定せず、より広く債務者財産一般の透明化を図ろうとしたものである。

2008年の債務者財産の透明性に関する緑書では、①執行のハンドブックの作成、②登記・登録簿へのアクセスの改善、③加盟国における執行に関わる機関間での情報交換、④債務者の財産開示という4項目につき、いくつかの措置、可能性が提示されている。強制執行を申し立てる際、最初の難関は、執行の対象となる債務者の財産を探し出すことにある。債権者が、債

務者の住所、勤務先及び財産状況などに関する正確な情報を容易に入手することができれば、執行の負担は相当程度、軽減される。こうした情報の入手については、加盟国が、それぞれの国内において、何らかの制度を持っている。しかし、他国の制度を十分に知らない債権者は、そうした情報を得ることが困難になる。そこで、債権者または執行機関が、登記・登録簿へアクセスすることにより、あるいは、債務者自身による財産開示を通して、債務者の財産に関する情報を得られるよう法整備することが、緑書のねらいである。

強制執行の対象となる債務者財産の確保は、強制執行を実効性あるものとするために重要である。しかしながら、いくつか考慮しなければならない問題がある。

一つは、個人情報保護の要請である。EU では、1995 年に個人情報の保護に関する指令が出され、各加盟国において、国内法化されている。緑書では、一般に公開されている商業登記簿のほか、社会保険や納税に関する情報へのアクセスも検討されており、これら、非公開の情報に直接アクセスができれば、勤務先や銀行口座など、強制執行にとって有益な情報が容易に入手できる。しかし、社会保険や税に関する秘密保持義務との抵触が指摘されている。また、どのような個人情報を保護するかは加盟国によって異なるため、その点での調整も必要となる。

加盟国間の制度の違いが二つ目の問題である。緑書で提言されているような、他国の執行制度を容易に把握できるガイドブックの作成、加盟国の執行担当機関間の協力制度は有益であるとしても、それだけで、問題が解決するわけではない。そもそも、各加盟国においては、強制執行の担い手が必ずしも司法機関とは限らない。職権により、非公開の情報へアクセスができるかどうかは国によって異なる。登録や登録の編纂・管理の方法（地方自治体単位か、国での一括管理か、オンライン化しているかなど）、更新の頻度なども加盟国ごとで異なる。情報入手にかかる手間、得られた情報の正確さも、一律でない。

財産開示手続では、さらに複雑な問題が生じる。多くの加盟国では、執行機関が債務者に直接財産状況について照会する制度が存在する。立法例では、債務者を裁判所に呼び出し、裁判官または債権者の面前で債務者に財産状況を申述させる方式と書面へ記載させる方式があり、開示すべき範囲も、全財産の開示を求める国とあくまでも債権者の満足に必要な範囲に限定する国がある。また、財産開示は、通常、差押えが効を奏しなかった場合、または、差押えの効果が無いことが予見できる場合に初めて認められるのが一般的である。しかし、最近の立法例では、執行手続の開始に際して、債務者が財産状況を述べなければならないこととしている。

いずれの方式をとるにせよ、債務者自身に、その意に反して財産状況を開示させ、それを拒否した場合や内容が虚偽であった場合には、罰金や拘束などの刑罰を含む、何らかの制裁を科すことになる。また、財産開示は証拠調べの要素を有するが、判決手続と執行手続を厳格に分離している国での導入は制度的に整合性を有するのかが、この問題も指摘されている。したがって、この財産開示制度を各加盟国において導入するとしても、どのような形で導入するのか（最低基準だけ定めて国内法に委ねるか、統一手続を設けるか）は慎重な検討を要する。

これに関連して、債務者保護の問題を最後に挙げておきたい。録書で検討された、財産状況に関する情報の取得の方策は、債務者に過剰な負担を強いる。さらに、債務者財産を語る場合、多くの加盟国が政策により特定の財産に差押えの制限をかけていることを看過することはできない。銀行口座への差押えも決して例外でなく、たとえば、ドイツでは、現在、P-Kontoと呼ばれる差押え保護口座の制度が構想されている。強制執行の効率性と債務者の保護の均衡をどのように図るかは、各加盟国の法文化や思想、経済事情などに照らし、長年検討されてきた問題であるため、その点の統一を図ることは大変難しい。